



高鍋町公告第 24 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 29 日
高鍋町長 黒 木 敏 之



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区
 - (1) 高鍋北地区
俵橋, 染ヶ岡, 正祐寺, 鬼ヶ久保, 家床, 鳴野, 竹鳩, 切原, 兀の下, 坂本, 持田
 - (2) 高鍋西地区
中尾, 市の山, 小並, 牛牧, 南牛牧, 青木, 老瀬
 - (3) 高鍋南地区
堀の内, 上永谷, 下永谷, 雲雀山, 宮田, 水谷原, 越ヶ溝, 大工小路, 脇, 太平寺, 毛作, 南牛牧, 新山
- 2 縦覧場所
高鍋町役場の掲示板及び町ホームページ